

第4章 ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

(1) 基本方針

本市の総合計画（第2次南九州市総合計画）では、基本目標として「**2 安心・安全でいきいきと健康に暮らせるまち**」を掲げている。

本計画においてもこの基本目標に従い、可能な限りごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、排出されたごみについては資源化・適正処理を行い、資源循環型社会の構築を目指す。同時に、生活環境の向上及び公衆衛生の推進を図り、安全でうるおいのある生活環境の構築を目指す。

本計画を実施するにあたっての基本方針を以下に示す。

【住民との協働による生活環境の保全】

- ⇒ 住民・事業者・行政の協働体制を構築し、一体となって取り組む。
- ⇒ 環境学習会やボランティア活動等を通じて、廃棄物処理に関する理解を深め、それぞれの立場での役割を認識し、実行していく。

【効率的な廃棄物処理と循環型社会構築の推進】

- ⇒ ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型社会の構築を目指す。
- ⇒ 一部事務組合と連携を図りながら、排出されたごみは効率的に資源化・適正処理を行い、生活環境の保全に努める。
- ⇒ ごみの分別区分、収集方法、処理手数料等、市内におけるごみ処理全般の統一化を図っていく。

【地球温暖化対策の推進】

- ⇒ 焼却処理量の削減やエネルギーの有効利用を推進する。
- ⇒ ごみの分別、収集運搬、処理処分等の各工程における効率化・最適化を図る。

(2) 基本的な考え方

ごみの減量・資源化を検討するにあたり、基本的なごみ量の概念を図4-1-1に示す。循環型社会の形成に向けた基本理念である3R「リデュース：発生抑制・リユース：再使用・リサイクル：再生利用」の原則に従い、本市のごみ減量・資源化を推進するためには、従来のごみ処理を中心とした減量化対策（②，③，④，⑧）から、ごみ処理を行う前段階に重点を置いた減量化対策（①）へ可能な限り転換していくことが必要である。

また、近年、全国各地で大規模災害が発生している。非常災害時には、大量の災害廃棄物が発生する状況にあることから、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの事前の備えとして、人材育成や一部事務組合の構成市との連携体制の構築など検討を行う。

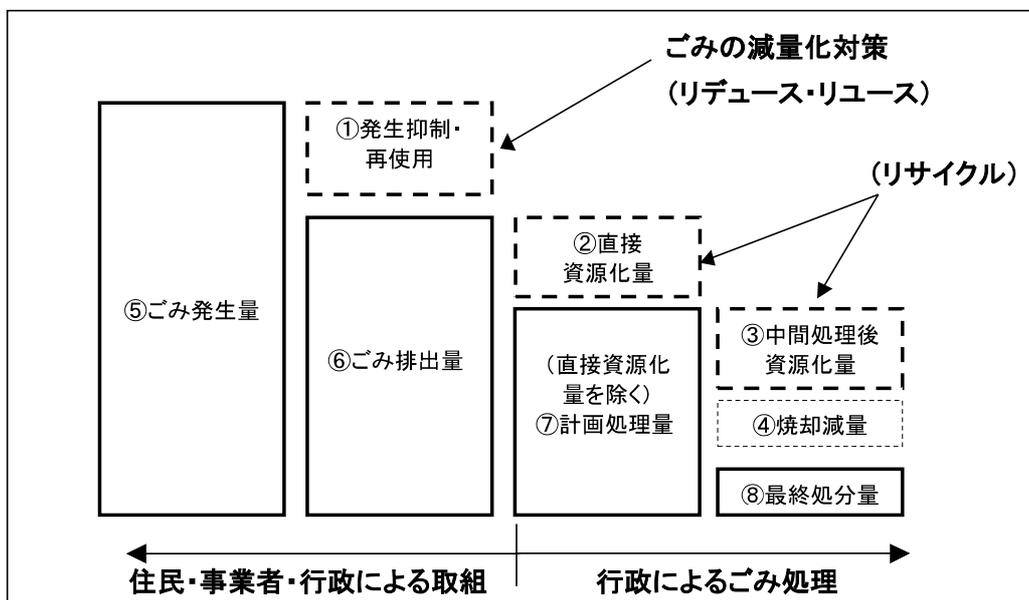


図4-1-1 ごみ量の概念

- ①発生抑制 : 生産過程や消費において、簡易包装商品の販売・購入、レジ袋の削減、ごみにならない物を買う消費行動など、ごみそのものを発生させないこと
- 再使用 : 製品等を再び使用すること（詰替商品・修理品・中古品）によるごみの減量化量
- ②直接資源化量：資源ごみのうち、紙類や布類などで直接資源化される量
- ③中間処理後資源化量：中間処理施設で回収した資源化物の量
- ④焼却減量 : 焼却施設による減量化量
- ⑤ごみ発生量：発生抑制・再使用による減量化量とごみ排出量の合計 ①+⑥
- ⑥ごみ排出量：本市が収集するごみ量と、本市または一部事務組合の処理施設に直接持ち込まれるごみ量の合計 ②+⑦
- ⑦計画処理量：なんさつECOの杜などの処理施設で処理を行うごみ処理量 ③+④+⑧
- ⑧最終処分量：資源化または焼却減量できないごみを埋立処分する量
- リサイクル量：行政による資源化量の総計 ②+③
- リサイクル率：リサイクル量をごみ総排出量で除した割合 (②+③) ÷ ⑥

2. 将来人口の推計

(1) 人口の推移

本市における過去14年間の人口の推移を**図4-2-1**及び**表4-2-1**に示す。本市の人口は減少傾向にある。

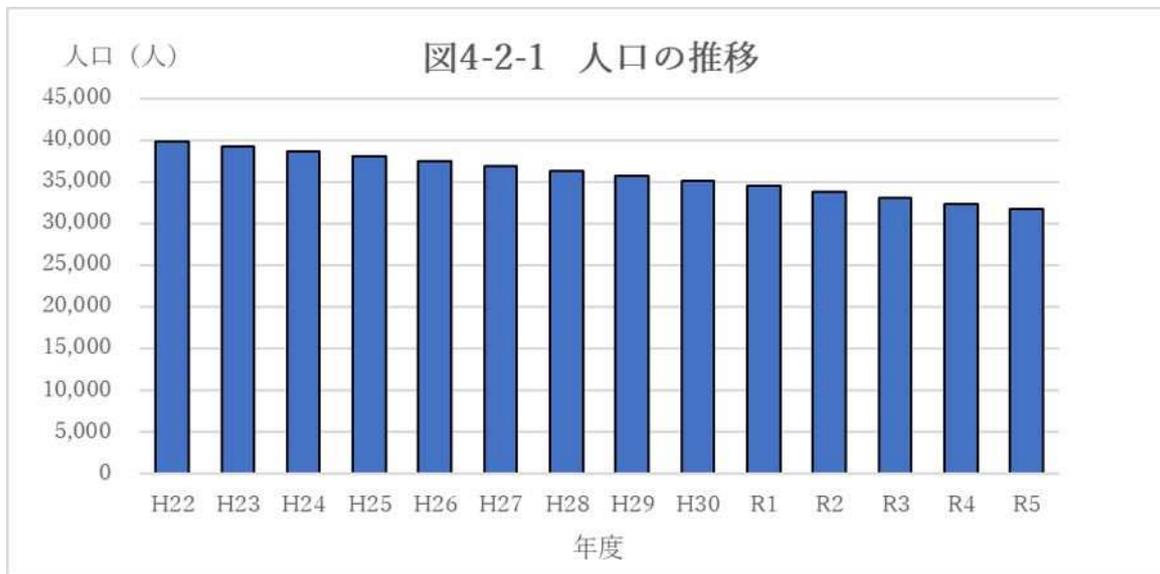


表4-2-1 人口の推移

単位：人

	南九州市
H22	39,738
H23	39,138
H24	38,670
H25	38,102
H26	37,437
H27	36,921
H28	36,233
H29	35,643
H30	35,065
R1	34,452
R2	33,811
R3	33,039
R4	32,377
R5	31,763

行政区域内人口：各年度3月末（住民基本台帳）

(2) 人口の予測

将来人口の予測方法は、過去14年間（平成22年度～令和5年度）の行政区域内人口（各年度3月31日現在）の実績をもとに、最小二乗法による関数式（6式：直線式、べき乗曲線、多項式、指数曲線、ロジスティック曲線、二次関数曲線）によって行った。

求められた推計結果のうち、人口の自然動態（出産・死亡）の影響も考慮し、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート法を用いて推計した市町村将来別人口※の増減率に近い傾向を示す直線式を採用した。

人口の将来推計結果を図4-2-2及び表4-2-2に示す。推計の結果、今後人口は減少傾向が続く見込みとなる。

※「日本の市区町村別将来推計人口（令和5年推計）国立社会保障・人口問題研究所

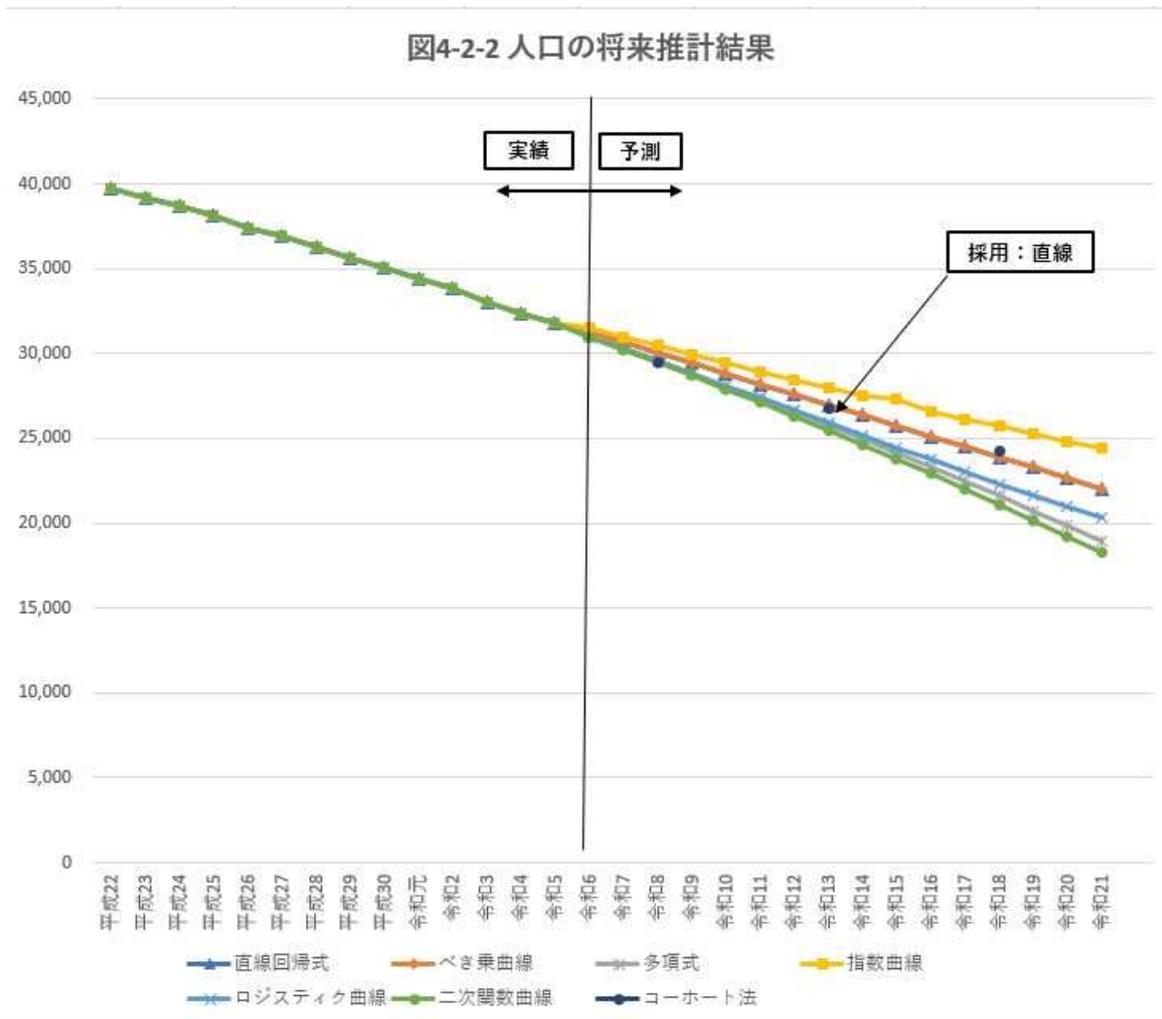


表4-2-2 人口の将来推計結果

単位：人

		直線	べき乗	多項	指数	ロジスティック	二次	コーホート法	
		人口	人口	人口	人口	人口	人口		
実績値	平成22	39,738							
	平成23	39,138							
	平成24	38,670							
	平成25	38,102							
	平成26	37,437							
	平成27	36,921							
	平成28	36,233							
	平成29	35,643							
	平成30	35,065							
	令和元	34,452							
	令和2	33,811							
	令和3	33,039							
	令和4	32,377							
	令和5	31,763							
予測値	令和6	31,272	31,272	31,031	31,507	30,996	30,967		
	令和7	30,657	30,657	30,319	30,973	30,280	30,228	29,450	
	令和8	30,042	30,042	29,593	30,449	29,559	29,473		
	令和9	29,427	29,427	28,855	29,935	28,832	28,703		
	令和10	28,812	28,812	28,104	29,429	28,102	27,919		
	中間目標年度	令和11	28,197	28,197	27,340	28,932	27,370	27,119	
	令和12	27,582	27,582	26,563	28,444	26,639	26,305	26,751	
	令和13	26,967	26,967	25,772	27,965	25,908	25,475		
	令和14	26,352	26,352	24,968	27,494	25,181	24,631		
	令和15	25,737	25,737	24,151	27,302	24,458	23,771		
	目標年度	令和16	25,122	25,122	23,320	26,577	23,740	22,897	
	令和17	24,507	24,507	22,475	26,131	23,030	22,007	24,206	
	令和18	23,892	23,892	21,617	25,692	22,329	21,103		
令和19	23,277	23,277	20,745	25,261	21,637	20,184			
令和20	22,662	22,662	19,859	24,838	20,956	19,249			
令和21	22,047	22,047	18,958	24,422	20,286	18,300			

(2) 行政区域内人口

計画目標年度（令和16年度）における行政区域内人口は、25,122人とする。

(3) 計画収集人口

計画目標年度（令和16年度）における自家処理人口は0人とし、計画収集人口を25,122人とする。

3. ごみ量の推計

ごみ量の推計は、収集ごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ）の過去14年間の1人1日当たりの排出量の実績値、及び直接搬入ごみ（可燃ごみ、不燃・粗大ごみ、資源ごみ）の過去10年間の1日当たりの排出量の実績値を基に、資源化・減量化施策などが現状のまま将来まで推移した場合についての予測を行った。

なお、収集粗大ごみは、年度によって大きく異なるため、令和5年度実績値が推移するものと仮定した。

ごみ量（原単位）の将来推計結果を表4-3-1に示す。また、年間ごみ量の将来推計結果を表4-3-2及び図4-3-1に、ごみ処理・処分量の将来推計結果を表4-3-3に、資源化量の推計結果を表4-3-4にそれぞれ示す。

表4-3-1 ごみ量(原単位)の将来推計結果

年度	収集ごみ					直接搬入ごみ				備考
	可燃ごみ g/人・日	不燃ごみ g/人・日	資源ごみ g/人・日	粗大ごみ g/人・日	小計 g/人・日	可燃ごみ t/日	不燃・粗 大ごみ t/日	資源ごみ t/日	小計ごみ t/日	
H26	355.4	13.0	47.4	4.5	420.3	10.93	4.89	1.25	17.07	実績値
27	349.8	14.1	45.0	5.0	413.9	11.55	4.86	1.17	17.58	
28	350.2	12.8	44.9	5.6	413.5	12.24	5.03	1.16	18.43	
29	365.3	16.1	48.0	6.1	435.5	9.51	4.18	1.1	14.79	
30	366.1	17.0	43.6	7.8	434.5	9.29	4.3	1.07	14.66	
R1	375.1	18.0	42.8	8.1	444.0	10.23	2.06	1.07	13.36	
2	378.2	36.5	49.9	7.5	472.1	8.84	1.88	1.01	11.73	
3	377.8	27.0	48.7	10.0	463.5	7.08	1.72	0.75	9.55	
4	378.9	26.3	47.6	9.8	462.6	7.43	1.64	0.67	9.74	
5	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	8.79	1.64	0.67	11.1	
6	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	8.7	1.62	0.66	10.98	(中間目標年度) 予測値
7	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	8.54	1.59	0.65	10.78	
8	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	8.37	1.56	0.64	10.57	
9	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	8.21	1.53	0.62	10.36	
10	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.88	1.47	0.6	9.95	
11	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.72	1.44	0.59	9.75	
12	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.55	1.41	0.57	9.53	
13	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.39	1.38	0.56	9.33	
14	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.23	1.35	0.55	9.13	
15	374.3	29.6	45.2	10.9	460.0	7.06	1.32	0.54	8.92	
16	374.3	29.6	45.2	10.9	460	6.9	1.29	0.52	8.71	(目標年度)

表4-3-2 年間ごみ量の将来推計結果

年度	ごみ排出量					直接搬入ごみ				計 t/年	備考
	収集ごみ					可燃ごみ t/年	不燃・粗 大ごみ t/年	資源ごみ t/年	小計ごみ t/年		
	可燃ごみ t/年	不燃ごみ t/年	資源ごみ t/年	粗大ごみ t/年	小計 t/年						
H26	4,856	177	648	61	5,742	3,991	1,784	455	6,230	11,972	実績値
27	4,714	190	607	68	5,579	4,215	1,773	426	6,414	11,993	
28	4,644	170	595	74	5,483	4,479	1,842	425	6,746	12,229	
29	4,752	209	625	80	5,666	3,471	1,527	402	5,400	11,066	
30	4,686	218	558	100	5,562	3,390	1,569	390	5,349	10,911	
R1	4,717	226	538	102	5,583	3,733	753	390	4,876	10,459	
2	4,680	452	616	93	5,841	3,237	688	368	4,293	10,134	
3	4,556	326	587	120	5,589	2,584	626	274	3,484	9,073	
4	4,478	311	562	116	5,467	2,713	598	246	3,557	9,024	
5	4,340	343	524	126	5,333	3,209	598	244	4,051	9,384	
6	4,306	341	520	125	5,292	3,185	594	242	4,021	9,313	
7	4,214	333	509	123	5,179	3,116	581	236	3,933	9,112	
8	4,133	327	499	120	5,079	3,056	570	232	3,858	8,937	
9	4,052	320	489	118	4,979	2,997	559	227	3,783	8,762	
10	3,901	308	471	114	4,794	2,885	538	219	3,642	8,436	
11	3,809	301	460	111	4,681	2,817	525	214	3,556	8,237	
12	3,729	295	450	109	4,583	2,757	514	209	3,480	8,063	
13	3,648	288	440	106	4,482	2,698	503	205	3,406	7,888	
14	3,577	283	432	104	4,396	2,645	493	201	3,339	7,735	
15	3,486	276	421	102	4,285	2,578	481	196	3,255	7,540	
16	3,405	269	411	99	4,184	2,518	469	191	3,178	7,362	

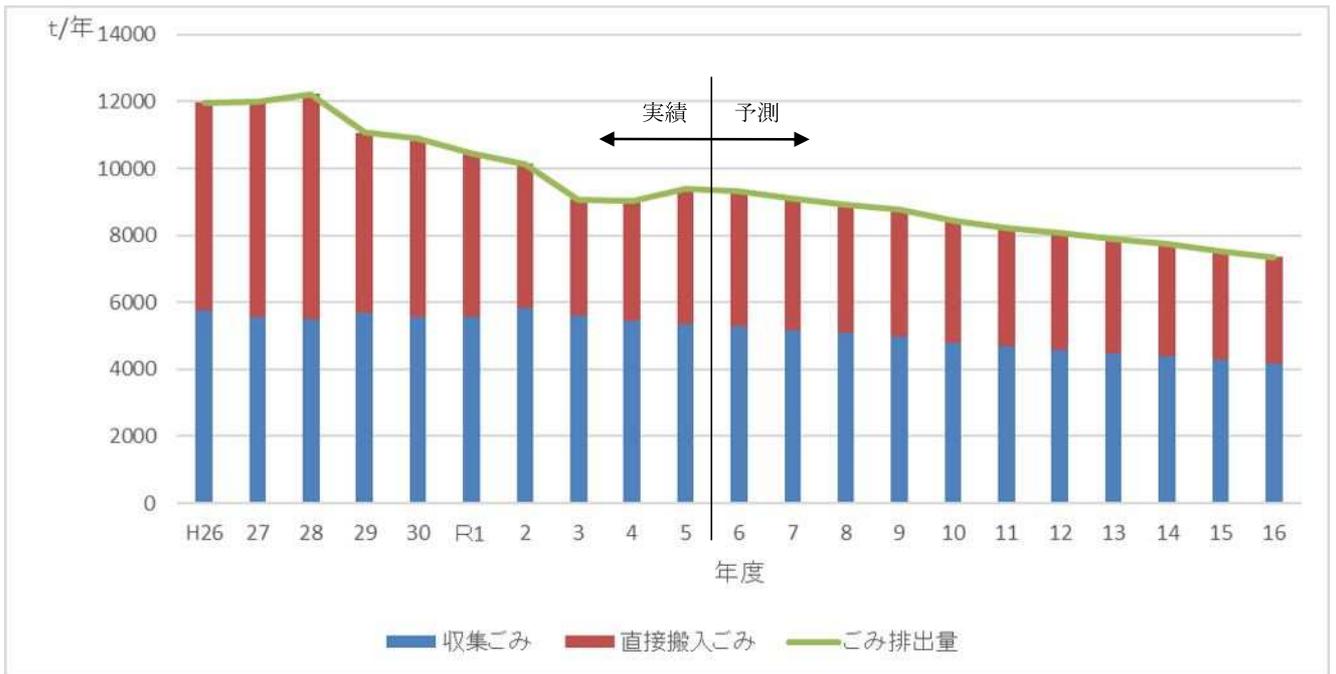


図4-3-1 年間ごみ量の将来推計結果

表4-3-3 ごみ処理・処分量の推計結果

	年度	処理・処分量合計								
		焼却 処理量 t/年	直接焼却 t/年	中間処理後 t/年	直接 資源化量 t/年	焼却以外の 中間処理量 t/年	最終処分量			
								焼却残渣等 t/年	中間処理後 t/年	
実績値	平成26	14,715	9,321	9,065	256	1,047	1,962	2,385	981	1,404
	平成27	14,499	9,367	9,195	172	989	1,809	2,334	971	1,363
	平成28	14,343	9,881	9,881	0	704	1,686	2,072	947	1,125
	平成29	13,213	8,845	8,457	388	785	1,729	1,854	876	978
	平成30	13,232	8,810	8,421	389	717	1,791	1,914	924	990
	令和元	11,738	9,140	8,738	402	619	995	984	919	65
	令和2	11,549	8,702	8,662	40	734	912	1,201	954	247
	令和3	10,542	7,921	7,854	67	588	885	1,148	893	255
	令和4	10,250	7,780	7,716	64	545	834	1,091	859	232
	令和5	10,626	8,219	8,167	52	507	800	1,100	878	222
予測値	令和6	10,928	7,551	7,491	60	513	1,305	1,559	828	731
	令和7	10,703	7,391	7,333	58	502	1,281	1,529	812	717
	令和8	10,493	7,246	7,189	57	492	1,256	1,499	797	702
	令和9	10,287	7,105	7,049	56	482	1,231	1,469	781	688
	令和10	9,895	6,840	6,786	54	464	1,182	1,409	750	659
	令和11	9,711	6,680	6,627	53	453	1,158	1,420	734	686
	令和12	9,505	6,538	6,486	52	444	1,133	1,390	719	671
	令和13	9,298	6,395	6,345	50	434	1,109	1,360	703	657
	令和14	9,111	6,271	6,222	49	426	1,084	1,330	688	642
	令和15	8,886	6,112	6,064	48	415	1,059	1,300	672	628
	令和16	8,679	5,970	5,923	47	405	1,035	1,269	656	613

表4-3-4 資源化量の推計結果

資源化量合計				ごみ総 排出量 t/年	リサイクル率 (参考) %
t/年	直接 資源化量 t/年	焼却施設 資源化量 t/年	中間処理施設 資源化量 t/年		
1,349	1,047	0	302	11,972	11.3
1,263	989	0	274	11,993	10.5
1,265	704	42	519	12,229	10.3
1,148	785	21	342	11,066	10.4
1,129	717	20	392	10,911	10.3
1,147	619	41	487	10,459	11.0
1,359	734	71	554	10,134	13.4
1,151	588	71	492	9,073	12.7
1,083	545	60	478	9,024	12.0
1,033	507	39	487	9,384	11.0
1,029	513	42	474	9,312	11.1
1,008	502	42	464	9,112	11.1
989	492	42	455	8,937	11.1
970	482	42	446	8,762	11.1
935	464	42	429	8,436	11.1
914	453	42	419	8,238	11.1
896	444	42	410	8,063	11.1
877	434	42	401	7,888	11.1
861	426	42	393	7,734	11.1
841	415	42	384	7,538	11.2
822	405	42	375	7,363	11.2

※リサイクル率(%) = 資源化量合計 ÷ ごみ総排出量 × 100

4. ごみ減量化目標値の設定

ごみの排出量・リサイクル率・最終処分量に関しては、活動の検証や見直しが可能なように、目標年度における数値目標を設定する。ここで、国が示した基本方針（廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針）、鹿児島県廃棄物処理計画に示す目標値等を参考に設定する。

(1) ごみ排出量

本市における1人1日当たりのごみ総排出量の目標値を表4-4-1に示す。

できる限り廃棄物を出さないライフスタイルへの転換を推進し、令和16年度時点で1人1日当たりのごみ排出量を743.6g/人・日まで削減することを目標とする。

※県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）における「計画期間において9.2%削減」を令和16年度の目標とした。

表4-4-1 1人1日当たりのごみ総排出量の目標値

単位:g/人・日

	令和2年度	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)	(実績)	(中間目標年度)	(目標年度)
実績・予測	818.9	809.4	781.2	743.6
目標	—	—	781.2	743.6

(2) リサイクル率

本市におけるリサイクル率の目標値を表4-4-2に示す。

ごみ分別の統一化及び資源ごみ区分の増と分別収集の徹底により、リサイクル率の向上を図る。

※県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）における「令和7年度において23.4%にします。」を令和16年度の目標とした。

表4-4-2 リサイクル率の目標値

	令和2年度	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)		(中間目標年度)	(目標年度)
実績・予測	13.4%	11.0%	18.4%	23.4%
目標	—	—	18.4%	23.4%

注) リサイクル率(%) = 資源化量合計 ÷ ごみ総排出量 × 100

(3) 最終処分量

本市における最終処分量の目標値を表4-4-3に示す。

分別排出の徹底や直接最終処分の見直しなどにより、最終処分量の削減を図り、令和16年度時点で957t/年まで削減することを目標とする。

※県廃棄物処理基本計画（令和3年3月）における「計画期間において20.3%削減」を令和16年度の目標とした。

表4-4-3 最終処分量の目標値

単位:t/年

	令和2年度	令和5年度	令和11年度	令和16年度
	(実績)		(中間目標年度)	(目標年度)
実績・予測	1,201 —	1,100 —	1,078 (10.2%減)	957.2 (20.3%削減)
目標	—	—	1,078 (10.2%減)	957.2 (20.3%削減)

注) 括弧内の数値は令和2年度に対する増減

(4) まとめ

現状維持（施策前）と減量化目標（施策後）の推移を図4-4-1及び表4-4-4に示す。

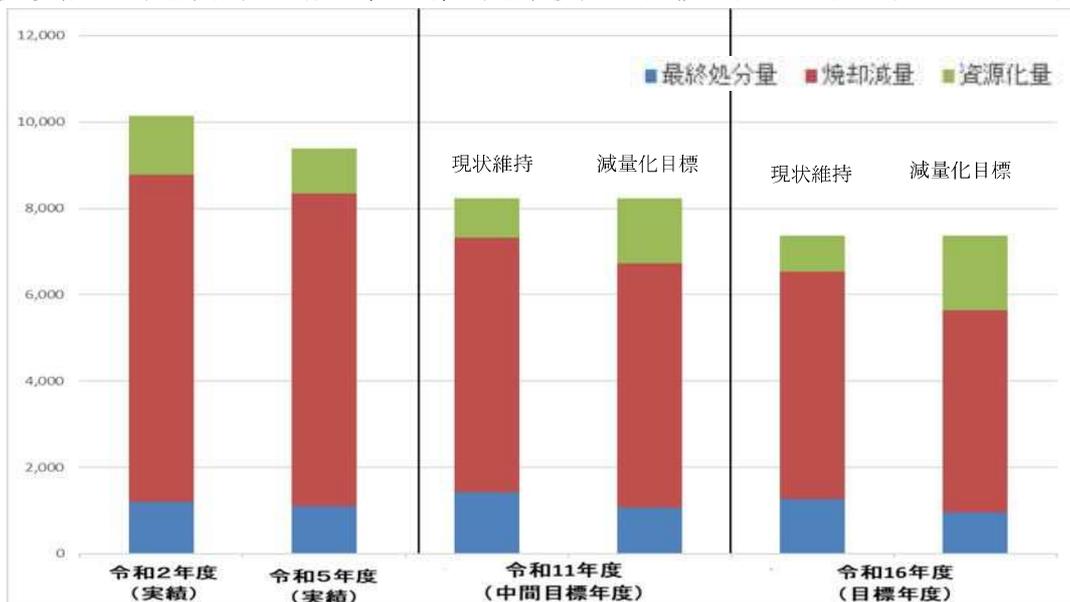


図4-4-1 現状維持と減量化目標の推移

表4-4-4 現状維持と減量化目標の推移

	令和2年度	令和5年度	令和11年度		令和16年度	
	実績値		現状維持	減量化目標	現状維持	減量化目標
資源化量	1,359	1,033	914	1,516	822	1,723
焼却減量	7,574	7,251	5,904	5,644	5,272	4,683
最終処分量	1,201	1,100	1,420	1,078	1,269	957
ごみ総排出量	10,134	9,384	8,238	8,238	7,363	7,363

注) 焼却減量（中間処理によって減量化された量）＝ごみ総排出量－最終処分量－資源化量

5. ごみ減量化・再生利用の推進施策

資源循環型社会の構築を推進するためには、これまでの減量化及び資源化に関する啓発活動の継続と、さらに市民・事業者・行政の3者が一体となって、3R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進することが求められる。

(1) 市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを減らし、ごみを極力出さない環境配慮型の生活スタイルへの転換が求められる。

①リデュース（発生抑制）

- ・買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を断る。
- ・マイ箸の持参等により、弁当等の購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。
- ・食品は量り売りやばら売りの商品、簡易包装商品を積極的に選ぶ。
- ・必要な物を必要な量だけ購入し、余分な物を買わない。
- ・食材の買い過ぎや料理の作りすぎに注意する。
- ・使い捨て商品の購入を控え、より長く使えるものを購入する。
- ・生ごみは生ごみ処理機などを利用し、堆肥として活用する。
- ・排出するごみは十分に水切りを行う。

②リユース（再使用）

- ・壊れたものはできる限り修理し、長く使う。
- ・ビール等のお酒などは、返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選ぶ。
- ・詰め替えが可能な商品の購入に努める。
- ・古くなった布類などは、家庭で雑巾として再利用する。

③リサイクル（再生利用）

- ・汚れたものは洗って出す、決められた収集日時に排出する等のごみの分別・排出ルールを守り、資源回収率の向上に協力する。
- ・「エコマーク」や「グリーンマーク」等の環境マークのついた商品や再生品の購入等に努め、資源の循環の促進に努める。
- ・家電リサイクル法対象製品は、小売業者に引取りを依頼するか、市の許可業者に依頼する。
- ・使用済パソコン、使用済自動二輪車は、メーカー等の自主回収を利用する。

(2) 事業者の役割

事業者の役割としては、ごみの発生抑制・資源化・減量化に努め、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが求められる。

また、再生しやすい商品・包装材の開発や販売を行うとともに、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

①リデュース（発生抑制）

- ・小売店では買い物袋（マイバッグ）の持参に協力し、レジ袋の削減に努める。
- ・商品の簡易包装化を推進し、過剰包装によるごみの発生を抑制する。
- ・製品の長寿命化及び省資源化に関する開発を推進する。
- ・事業系一般廃棄物の多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量に関する計画の作成等を行い、一般廃棄物の減量・資源化の推進に努める。
- ・廃棄物ができる限り発生しない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に努める。
- ・書類の電子化や、コピー用紙の両面使用などにより、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

②リユース（再使用）

- ・再使用可能な梱包材は、事業所間などで交換して再使用する。
- ・ファイル等の繰り返し使える事務用品は、再利用に努める。
- ・製品等の修理体制を確保する。

③リサイクル（再生利用）

- ・リサイクル製品の利用を積極的に行い、販売店においては再生品コーナーを設けるなど、再生品の普及に努める。
- ・古紙類については、再生可能な古紙の分別を徹底し、古紙再生資源業者への引取りによる資源化に努める。
- ・事業系の生ごみについては、堆肥化によるリサイクルを行う等、減量化・資源化に努める。
- ・空き缶ポスト等の回収容器を設置するなど、不要となった容器・商品の自主回収を促進する。

(3) 行政の役割

行政の役割としては、3Rの推進に関する行動を自ら率先して行うとともに、本市における資源循環型社会の構築を推進するための必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

① 3Rの推進に関する率先行動

- ・ 庁内LANを推進し、ペーパーレス化を図る。
- ・ 使用済用紙の裏面利用や両面コピーを徹底する。
- ・ 物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入し、庁内物品・公共関与事業における再生品の利用を促進する。
- ・ 封筒やファイル等の事務用品、備品の再利用を徹底する。

② 資源循環型社会の構築を推進するために必要な施策の展開

- ・ 本市では現在、ごみの減量化施策として生ごみ処理機等の購入に対する補助等を実施しているが、ごみの発生抑制・資源化等の効果を見極めながら、市民・地域の取組みに対する助成等を引き続き推進していく。
- ・ 令和6年度にごみ分別区分の統一化及び資源ごみ区分の増加を行った。市民の分別意識の向上を図る。
- ・ 一部事務組合と連携を図りながら、排出されたごみは効率的に資源化・適正処理を行い、生活環境の保全に努める。
- ・ 不法投棄の監視や追跡調査等を強化し、環境美化の推進を図る。

③ 環境教育・啓発活動の充実

- ・ 市民及び事業者に対して、広報紙等を活用し、ごみの分別排出方法、ごみの排出量・資源化の現状及びごみ処理経費の現状などに関する情報提供を行う。
- ・ 一般廃棄物の多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。
- ・ ごみの減量化に関する社会意識を育むため、学校や地域社会の場において、副読本の活用等を通じた環境教育に積極的に取り組む。ごみ処理施設の見学会を実施・推奨し、ごみ処理に関する教育・啓発活動の充実を図る。

(4) 市民・事業者・行政の協働取組

市民（衛生自治団体連合会等の各種団体を含む）・事業者・行政の3者が一体となって協働体制を構築し、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、資源循環型社会の構築並びに地域の環境保全対策の推進を目指す。

- ・ 「ボランティアによる海岸のクリーン作戦」等の環境美化活動の実施により、一般廃棄物処理に関する問題を共有し、意識の高揚を図る。
- ・ スーパーマーケット等の小売店に、包装の簡素化やトレイ・ペットボトル等

の自主回収の協力依頼を行う。

- ・買い物袋（マイバッグ）持参運動の推進並びに市内小売店でのレジ袋の削減を推進する。
- ・市民，事業者，行政が一体となって不法投棄に対する監視体制を構築し，環境の保全に努める。

(5) 各種リサイクル関係法令等の遵守

①資源有効利用促進法

パソコンについては，パソコン各メーカー（製造事業者と輸入販売事業者）の自主回収や一般社団法人パソコン3R推進協会の回収（回収するメーカーが存在しないパソコン（自作パソコン等）の利用及びリネットジャパンリサイクル株式会社のパソコン・小型家電の宅配便リサイクルを利用することとする。

小型充電式電池については，販売事業者による自主回収の利用に向けて，小型充電式電池の回収箱（リサイクルBOX）の設置促進，排出方法などに関する情報の提供，啓発を推進していくこととする。

②容器包装リサイクル法

本市では，法令に規定された容器包装廃棄物に対して，分別収集計画を策定し，計画的に容器包装廃棄物の分別収集を行っている。分別収集計画の見直しは3年ごとに行うことを基本としている。引き続き同計画に従い，計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行っていくこととする。

③家電リサイクル法

家電リサイクル法対象品（冷蔵庫，冷凍庫，エアコン，テレビ，洗濯機，衣類乾燥機）の排出時には，家電販売店等の小売業者にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い，引き取りを依頼することとする。

④食品リサイクル法

スーパー，コンビニエンスストア，レストラン，飲食店などから発生する事業系食品残渣の再生利用が推進されるよう，事業者に対する情報の提供，啓発を行うこととする。

⑤自動車リサイクル法

使用済自動車を廃車にする際には，引取り業者に引取りを依頼することとする。

⑥小型家電リサイクル法

小型家電（回収対象の13品目）については、小型家電リサイクル法に基づき、リネットジャパンリサイクル株式会社のパソコン・小型家電の宅配便リサイクルをの利用を周知する。

令和6年度から収集する資源ごみ区分に小型家電を追加し、法の対象品目以外の家電類についても収集を始めた。収集した小型家電類は適正処理業者に処理委託することにより再資源化を図る。

⑦その他メーカーによる自主回収

ボタン電池、使用済自動二輪車（原動機付き自転車を含む）、FRP船、消火器についても、メーカー団体等による自主回収制度を利用することとし、排出方法などに関する情報の提供、啓発を推進していくこととする。

6. 分別収集計画

(1) 家庭系一般廃棄物

令和6年度にごみ分別区分の市内統一化と指定ごみ袋の統一化を図った。地域によって収集回数に若干の差異が残っている。また川辺ごみシュテーションも設置し、穎娃・知覧・川辺の3地域にごみステーションが設置された。

分別の分かりづらい資源ごみの回収率を向上させるため、地域における分別の説明会などに取り組むなどして、資源ごみの収集率の向上を図る。

(2) 事業系一般廃棄物

本市の条例では、事業系一般廃棄物の処理に関して以下のとおり定めており、事業系一般廃棄物については事業者自ら適正に処理することを基本とする。事業者自ら適正に処理できない場合は、事業者自ら処理施設へ直接搬入、または本市の許可業者による収集を行うこととする。なお、処理施設への搬入を行う廃棄物の分別区分については、家庭系ごみに準ずることとする。

南九州市廃棄物の
処理及び清掃に関
する条例 第5条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適切に処理しなければならない。事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等により減量化を図るとともに、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等が廃棄物となった場合は、その回収等に努めなければならない。」

(3) 医療廃棄物及び適正処理困難物

①医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、従来の医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される可能性が生じてきている。本市では、医療廃棄物のうち、感染性の恐れのないものについては処理を行うものとする（表4-6-1）。一方、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、原則として、患者・家族が医療機関へ返して処分することとする。

また、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

表4-6-1 在宅医療廃棄物の排出方式(案)

可燃ごみとして出せるもの (感染性の恐れのないものに限る)	受診している医療機関に返して処分するもの
----------------------------------	----------------------

○紙おむつ ○栄養剤バッグ等ビニールバッグ類 ○脱脂綿・ガーゼ類 ○チューブ・カテーテル（医療用に用いられる中空の柔らかい管）類	○注射針 ○注射器 ○感染性の恐れのあるもの
---	------------------------------

※具体的な排出品目・排出方法については，実施計画で定めることとする。

②適正処理困難物等

本市において適正な処理を行うことが困難である適正処理困難物等を表4-6-2に示す。これらの品目については，本市では処理を行わず，販売店，購入店，専門業者での引取りを指導していく。

表4-6-2 適正処理困難物等

区分	品目(案)
各種リサイクル法対象品目等	家電リサイクル法対象品
	パソコン
有害物・危険物	農薬・薬品類，バッテリー，タイヤ，廃油・塗料，ガスボンベ，消火器
産業廃棄物等	医療廃棄物(注射針・その他)，産業廃棄物(燃え殻・汚泥・がれき類など)
その他処理困難物等	バイク，農機具，ピアノ，その他処理困難物として市の指定するもの

※具体的な排出品目・排出方法については，実施計画で定めることとする。

7. ごみ処理計画

(1) 収集・運搬計画

①収集・運搬に関する目標

家庭系ごみの収集運搬は、本市の委託業者により行っている。また、市内の事業所から排出される事業系ごみの収集運搬は、事業所自らが運搬、または本市が許可した業者により行っている。今後も、処理処分及び再生利用の方法等を勘案した上で、ごみの分別区分に応じた適正な収集・運搬体制を確保していくものとする。

②収集区域の範囲

収集対象区域は、本市の処理対象区域全域とする。

③収集・運搬の方法

家庭系ごみの収集運搬は、本市の委託業者により行うものとする。また、市内の事業所から排出されるごみの収集運搬は、事業所自らが運搬、または本市が許可した業者により行うものとする。

④その他収集・運搬に関する方針

a) 分別の徹底に関する啓発の強化

現在の分別区分としては、大別すると、「可燃ごみ」、「不燃・粗大ごみ」、「資源ごみ」で行っている。再資源化可能なものは可能な限り「資源ごみ」として正しく排出し、危険物や不適物の混入は防止する必要がある。このため、正しい分別の徹底に向けた意識啓発を強化していく。

b) 事業系ごみの収集運搬の許可に関する方針

事業系ごみの収集運搬については、廃棄物処理法第7条第5項の規定を踏まえ、既存の許可業者による収集運搬体制で適正処理が可能であるため、当面は現在の体制を維持することを基本とし、特に必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業は許可しない。ただし、広域処理によって資源化が図られる場合や、資源化のための処分業と併せて収集運搬業を行う場合は、内容に応じて許可するものとする。

(2) 中間処理計画

①中間処理に関する目標

令和6年度の「なんさつECOの杜」の開業とごみ分別の市内統一化により、収集された資源ごみは、各焼却施設には運搬搬入せず、市が委託する事業者施設において中間処理を行っている。

異物混入防止のため、市民に対しては、資源ごみの搬出時における洗浄の徹底などについて協力を依頼する。

②中間処理の方法

目標年度における中間処理の方法を図4-7-1に示す。当面の間、概ね現状どおりの処理を継続し、適正に処理を行うものとする。

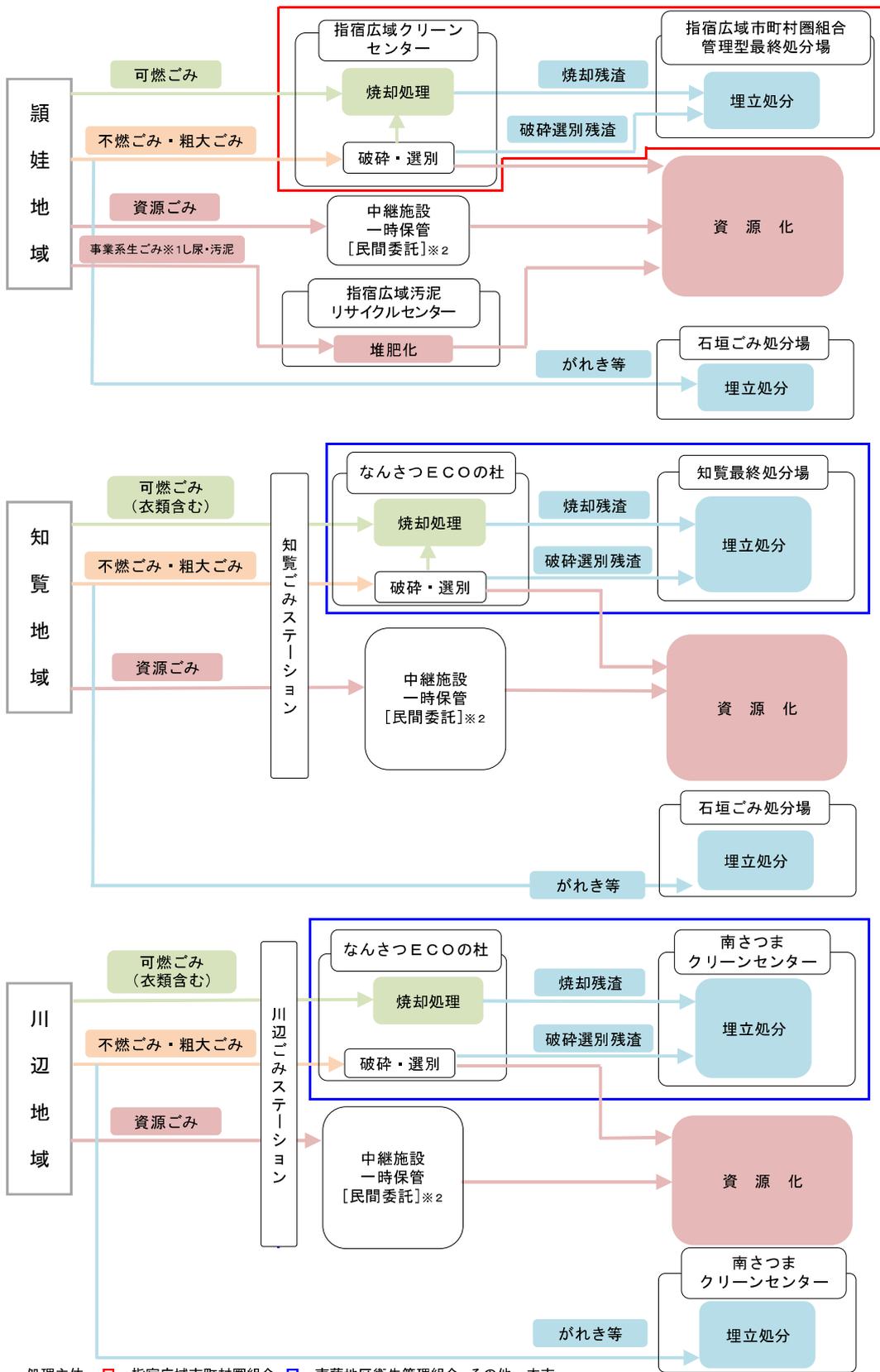
③その他中間処理に関する方針

a) ごみ処理手数料の統一に向けた検討

本市におけるごみ処理は、主に2つの一部事務組合にて行っている。ごみ処理施設へのごみの持ち込み手数料は、各組合によって異なっている。このため、一部事務組合と連携を図りながら、持ち込み手数料の統一に向けた検討を行っていく。

b) 中間処理施設の集約化

現在、可燃ごみの処理は2施設で焼却処理を行っているが、今後も一部事務組合及び各構成市と連携をとりながら、ごみ排出量の減少や資源回収率の向上施策を推進していくものとする。



※1 : 学校給食センターなど公共施設から排出されるもの

※2 : ペットボトル・プラスチック製容器包装は、処理施設で圧縮後一時保管

図4-7-1 中間処理及び最終処分の方法(目標年度)

(3) 最終処分計画

①最終処分に関する目標

現在、ごみの最終処分については、本市及び2つの一部事務組合にて処理を行っている。引き続き、最終処分量の削減を推進するとともに、最終処分場周辺の環境保全の維持に努め、最終処分場の適正な管理を行っていく。

②最終処分の方法

目標年度における最終処分の方法を前項図4-7-1に示す。可燃系ごみ処理施設から発生する焼却残渣及び中間処理施設から発生する処理残渣等は、一部事務組合の最終処分場にて埋立処分を行うものとする。

家庭から排出される資源化できないがれき等の安定品目は、本市の「石垣ごみ処分場」及び南さつま市の「南さつまクリーンセンター」にて埋立処分を行うものとする。石垣処分場については、毎年の埋立量が現状のまま推移すると仮定すると、本計画期間中には搬入可能であると見込まれる。南さつまクリーンセンターは南薩地区衛生管理組合の所管する施設である。構成市とも協議しながら、その埋立量に注意し、次期の施設について協議を行う必要がある。

③その他最終処分に関する方針

a) 現最終処分場の延命化

ごみ排出量の減少や資源回収率の向上施策等の推進により最終処分量を削減し、出来る限り現最終処分場の延命化を図る。

b) 埋立終了最終処分場の早期閉鎖に向けた適正管理

埋立が終了した最終処分場は、引き続き周辺環境への影響に関する配慮を行いながら、早期に閉鎖できるように適正な管理を継続する。

(4) 将来のごみ処理体系（案）

当面は、現有施設の延命化を図りながら、概ね現在のごみ処理体系を継続するものとするが、今後のごみ量の減少に伴い、一部事務組合と連携を図りながら次期処理施設の整備による処理の効率化を推進していく。図4-7-2に将来のごみ処理体系（案）を示す。

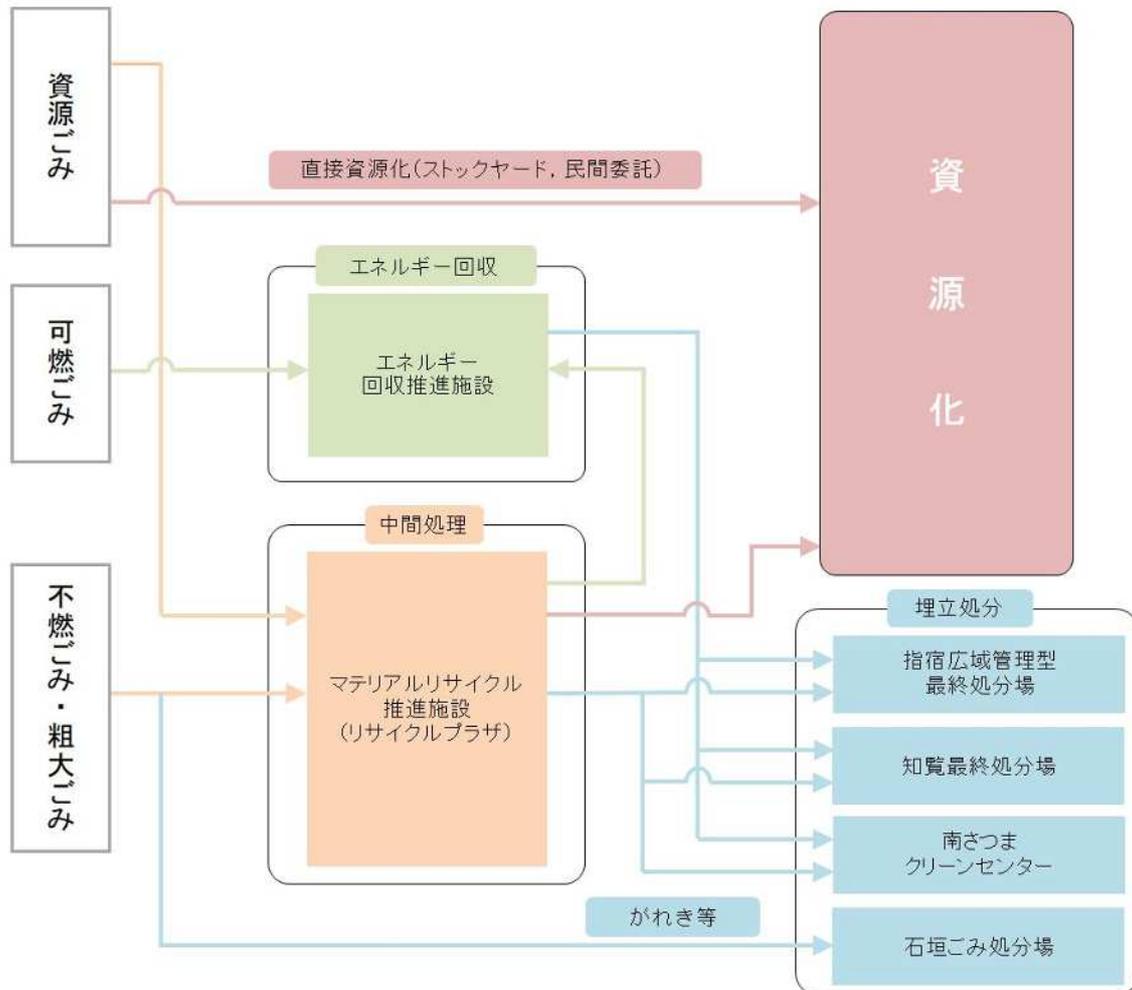


図4 ごみ処理体系の概要(将来)

図4-7-2 将来のごみ処理体系(案)

8 ごみ処理施設の整備に関する事項

現在、本市のごみの処理・処分は、本市及び2つの一部事務組合で広域処理を行っている。

指宿広域市町村圏組合の処理施設「指宿広域クリーンセンター」は平成29年度から稼働した施設であるが、最終処分場施設の埋立容量が本計画期間中に限界（令和13年から令和15年頃と想定。）を迎えるものと試算され、次期の最終処分場の検討が行われているが、本市としては、廃棄物処理について南薩衛生管理組合への統合を検討している。顛娃地域の廃棄物収集運搬に関して、南薩地区衛生管理組合施設「なんさつECOの杜」への搬入について、収集体制及び中継所施設の検討を行い、必要が生じる場合には、中継所設備の整備更新を検討する。

また、令和6年3月の環境省通知に基づき、県では県内自治における廃棄物処理の持続可能な適正処理の確保に向け長期的（2050年度を目安）な広域化・集約化に係る計画を策定する予定とのことから、一部事務組合構成市とも連携を図り協議・検討を行うこととする。

9. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄対策

①不法投棄対策ネットワークの構築

本市・一部事務組合・鹿児島県・鹿児島県警等の関係機関並びに、住民・事業者・各種団体等との連携を強化し、パトロールの実施等による不法投棄に対する監視及び追跡調査等の強化を行う。

②不法投棄に対する広報・啓発活動の充実

不法投棄の防止について、住民一人一人が自覚するよう、衛生自治団体連合会・事業者・学校等と連携して、一斉清掃活動や環境美化月間運動の実施等により、啓発活動を強化する。

また、必要に応じて、ごみの不法投棄を禁止する看板等を設置する。

③廃家電の適正な排出方法の推進

家電リサイクル法対象品の排出について、関連団体や小売店等と協力し、廃家電の適正な排出方法に関する普及啓発を推進する。

(2) 災害時における廃棄物処理対策

地震や水害などの災害が発生した場合、廃棄物処理施設の損傷や、多量の災害ごみの発生によって、生活環境や公衆衛生上の支障が生じる可能性がある。このため、災害発生時に迅速な廃棄物処理対応が可能となるよう、周辺自治体等との広域的な相互協力体制の構築を図る。また、南九州市地域防災計画及び南九州市災害廃棄物処理基本計画に基づき地震や水害等で発生する災害廃棄物の円滑な処理を行う。

(3) 計画のフォローアップと事後評価

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、事後評価を実施し、結果を公表する。実施に当たってはPDCAサイクルの導入を行い、必要に応じて一部事務組合及び鹿児島県等と意見交換を行いつつ、計画の進捗状況を勘案し、点検・見直しを計画的に行っていく。

- ・一般廃棄物処理計画の作成，目標値の設定 (Plan)
- ・一般廃棄物処理計画に基づく処理の実施 (Do)
- ・一般廃棄物処理計画，目標値達成状況の評価 (Check)
- ・一般廃棄物処理計画の見直し (Act)